

所得税などの確定申告は東村山税務署へ!

○所得税などの確定申告はお早めに

所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の確定申告は、東村山税務署で受け付けます。税務署の申告書作成会場での受け付けは、2月17日(月)からです。開設初日と最終日間際は大変な混雑が予想されます。

【申告・納税期限】 所得税=2月17日(月)~3月16日(月)、消費税及び地方消費税=3月31日(火)まで、贈与税=2月3日(月)~3月16日(月)

※2月14日(金)までは常設窓口のみで受け付け。還付申告は、2月17日(月)以前でも提出を受け付け(土・日曜日、祝日を除く)。

◆閉庁日対応窓口を開設します

2月24日(月)と3月1日(日)は、確定申告書作成のアドバイス及び申告書の受け付けを行います。ぜひご利用ください。

場 いずれも東村山税務署(東村山市本町一丁目)

※1月22日(水)から駐車場が使用できないため、公共交通機関をご利用ください。

○申告書は国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末などから申告書を作成することができます。給与所得者・年金所得者等向けの申告書作成画面があり、初めての方でも画面の案内に従って操作できるようになっています。

作成した申告書は、印刷して郵送などにより税務署に提出することができます。また、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを利用する方法や、税務署で発行するID・パスワードを使用する方法で「e-Tax(電子申告)」を利用できます。

問 申告及び納付に関しては東村山税務署 ☎042-394-6811、「確定申告書等作成コーナー」の操作に関してはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901



国税庁ホームページ

○申告書にはマイナンバーの記載が必要です

マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防止するために、番号法において厳格な本人確認が義務付けられており、マイナンバーを記載した申告書などを税務署に提出する際に、税務署で本人確認を行います。本人確認に



は、申告書などに記載されたマイナンバーが正しい番号であることの番号確認と、申告書などを提出する方が番号の正しい持ち主であることの身元確認の2つの確認が必要です。

○医療費控除を受けるための手続きが変わりました

平成29年分の確定申告から医療費控除を受ける際に、領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました(医療費の領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示または提出)。

明細書を作成する際には①医療を受けた人②病院・薬局ごとに合計した医療費を記載してください。国税庁ホームページからも作成できます。※平成29年分から令和元年分までの確定申告は、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

問合せ先 東村山税務署 ☎042-394-6811

「税理士会による無料申告相談」をご利用ください!

東京税理士会所属の税理士が、相談をお受けします。ぜひご利用ください(初日は混雑が予想されます)。

※ ①事業所得・不動産所得または雑所得を有し、所得金額が小規模(青色申告特別控除前がおおむね300万円以下)の方 ②消費税については前述①のうち、基準期間の課税売上高が小規模(おおむね3,000万円以下)の方、③前述①②に準ずる方、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告(株式・不動産の譲渡所得などがある方などは除く) **日** 2月4日(火)~6日(休)午前9時30分~午後3時30分(混雑状況により、受け付け時間を早めに締め切る場合があります) **場** アミューホール **給** 与・年金の源泉徴収票、生命保険料控除証明書などの申告用提出書類、マイナンバー確認書類と本人確認書類、筆記用具・計算機・印鑑など

問 東村山税務署 ☎042-394-6811、課税課市民係 ☎042-497-2040

消費生活相談の現場から

一契約先は変えられる—
ガス会社が電気を売り、
電気会社がガスを売る時代

平成28年には電気が、平成29年には都市ガスが小売自由化されました。しかし、長い間電気やガスは特定の事業者の専売だったため、契約の勧誘の電話や訪問を新卒の悪質商法ではないかと思ってしまう消費者がいます。また、電気やガスの契約自由化について聞いていたが、契約先を変えると電気やガスの設備が自然災害などで壊れた時に修繕してもらえないのではないか、と思っている方も多くいます。

【相談事例】

自分が契約しているガス会社の人が電気の契約を勧めてきた、ガスと電気の2つを契約すると安くなるなどの話だが、契約先がガス会社になれば台風などで電柱などの設備が壊れた時に修繕してもらえないのではないか。また、新しく契約した会社が倒産したら電気が止まってしまうのか。

【アドバイス(電気、ガス共に)】

●契約した場合の工事は必要なのか?

基本的に、工事は必要ありません。新規参入会社は既存の設備を利用してガス、電気を供給販売することができます。



●送電線やガス配管が壊れたりしたらどうなるのか?

送電、導(配)管に関する修理は設置した電気会社、ガス会社の管理部門が行います。

●新しく申込んだ契約先が倒産したら電気やガスが止まってしまうのか?

供給が止まることはありません。

会社倒産、撤退時には、会社からあらかじめ通知が来るので、決められた期間内に新しい会社への申込みをします。元の契約会社に戻ることもできます。

●なぜ自由化になったのか

いくつかの理由がありますが、共通しているのは新規事業者を参入させて競争することにより価格を下げる狙いがあります。

問 消費生活センター ☎042-495-6212(相談専用)

2020年は清瀬市市制施行50周年 キョセタイムトラベルS40s 第4回 下清戸 志木街道

昭和41年ごろ、志木街道の下清戸の様子です。

写真左の酒屋さんの前、牛乳の看板の横には、バス停があります。バス停の名前は「下清戸」。行先に見えるのは「志木駅」、「市場坂上」(志木)、もう一つは「積水化学前」(朝霞)でしょうか。

写真の場所は、長命寺のそばですから、「下清戸」のバス停は今よりもだいぶ駅寄りであったようです。

昭和42年の市報によると、志木街道の幅員は約5m。大型車の通行量が増加するなか、危険を解消するため、道幅が広がりました。その際には、沿道の家々に植えられていたケヤキが、街路樹として残されました。

志木街道のけやき並木は、昭和57年に「新東京百景」に選ばれました。また、志木街道は平成2年、「清瀬10景」にも選ばれ、清瀬の顔の1つとなっています。



上の写真のバス停表示を拡大



バス停表示を読み取ると...

新たな『清瀬市史』の編さん事業を行っており、昭和・平成の清瀬の写真を集めています。ご協力ください。*今までの収集資料に基づき市史編さん室が記事を担当しています*

1月のびん・かん 収集について

1月14日(火)の下宿、旭が丘、中里四丁目~六丁目は通常どおりびん・かんの収集を行います。
問 ごみ減量推進課ごみ減量推進係 ☎042-493-3750